

原議保存期間	30年(令和39年3月31日まで)
有効期間	一種(令和39年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

殿

警察庁丙組組一発第64号、丙組組二発第18号
令和8年6月10日
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について(通達)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第34号。以下「改正法」という。)は本日公布されたところ(関係資料については別添参照)、改正法のうち、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げやいわゆる「送金バイト」に対する罰則の創設に係る規定については、本年7月10日から施行されることとなった。

改正法の概要並びに本年7月10日から施行される規定(以下「令和8年7月施行対象規定」という。)に係る解釈及び留意事項については、下記のとおりであるので、各都道府県警察にあつては、その適切な運用を図られたい。

なお、令和8年7月施行対象規定以外の改正法の規定に係る解釈・留意事項については、追って通達する。また、下記において言及する犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「法」という。)の条文については、特段の断りのない限り、改正法による改正後の法の条文を指す。

記

第1 改正法の概要

1 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ関係(法第25条から第31条まで)

(1) 趣旨

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺の被害が急速に増加し、極めて深刻な状況にあるところ、これらの犯罪においては、預貯金通帳の不正譲渡等により得られた他人名義の預貯金口座等がその犯行やマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

このため、法第26条から第31条までの規定による預貯金通帳の不正譲渡等の罪は、特殊詐欺の前提となり得る犯罪といえるところ、近年の特殊詐欺の被害の急速な増加の状況等を踏まえると、預貯金通帳の不正譲渡等に対する当罰性が一層高まっているといえ、また、預貯金口座等の利用の適正という当該罪に係る社会的法益の保護の重要性も増しているといえる。これらを踏まえ、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則を引き上げることとしたものである。

(2) 内容

通常の預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則(法第26条から第31条までの各第1項及び各第2項)については、現行の1年以下の拘禁刑

若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科から、3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科に引き上げることとした。また、これに伴い、これらの行為の勧誘又は誘引行為（法第26条から第31条までの各第4項）や顧客等又はその代表者等（現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。）による本人特定事項の不実告知（法第25条）に対する罰則についても、同様に引き上げることとした。

また、業として行われた預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則（法第26条から第31条までの各第3項）については、現行の3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科から、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科に引き上げることとした。この点、当該引上げに伴い、業として預貯金通帳の不正譲渡等をした者に対する罰則の拘禁刑が長期4年を超えることとなるため、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第2条第2項第1号イに規定する「長期四年以上の拘禁刑が定められている罪」に該当するとして、当該犯罪行為により得た財産やその報酬として得た財産等については、同項に規定する「犯罪収益」に該当することとなる。

なお、改正前の法第28条から第30条までの規定は第26条から第31条までに、改正前の法第27条の規定は第25条に、それぞれ移動することとなるため、適用罰条に誤りのないようにされたい。

2 いわゆる「送金バイト」に対する罰則の創設関係（法第32条）

(1) 趣旨

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺等の犯罪や詐欺取金等のマネー・ローンダリングにおいては、預貯金通帳の不正譲渡等により得られた他人名義の預貯金口座等が使用される手口以外に、SNS等を通じて送金を代行するバイトを募集した上で、これに応募した者に対し、その者の名義の預貯金口座等の使用・管理を継続させながら、当該預貯金口座等に振り込まれた財産を別の預貯金口座等に送金させるという新たな手口（いわゆる「送金バイト」）がみられる。

こうしたいわゆる「送金バイト」を利用する行為は、実質的には他人名義の預貯金口座等を不正に利用する行為であり、法第26条から第31条までに規定する罪に該当する行為と実質的には同価値の行為といえるところ、これらの罰則の構成要件該当性を認めて処罰対象にすることは基本的に困難である（第2の1(1)ア参照）。その意味では、いわゆる「送金バイト」を利用する行為は、正にこれらの罰則の脱法的行為であるといえ、これらの罰則の実効性を担保するという観点から、このような行為を処罰することを可能とするための罰則を新たに創設することとしたものである。

(2) 内容

通常の商品取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財

産移転行為（第2の2(1)オ参照）をするように依頼した者について、2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした（法第32条第1項前段）。

また、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に同項前段の目的があることの情を知って、有償で特定役務利用財産移転行為をした者についても、2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした（同条第2項前段）。

また、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転するよう、広告その他これに類似する方法により人を誘引した者等についても、同様とすることとした（同条第1項後段及び第2項後段）。

さらに、業として同条第1項前段又は第2項前段の罪に当たる行為をした者について、3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした（同条第3項）。

3 犯罪利用防止措置用口座等（いわゆる「架空名義口座」）を利用した新たな措置の創設関係（法第19条の2から第19条の29まで）

(1) 趣旨

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺の被害が急速に増加し、極めて深刻な状況にあるところ、これらの犯罪においては、預貯金口座等の金融サービスがその犯行や詐取金等のマネー・ローンダリングに悪用されている実態があるところ、1及び2の罰則の見直し後も、引き続き一定数の預貯金通帳の不正譲渡等が行われ得ることを前提として、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための新たな措置を設けることとしたものである。

(2) 内容

ア 警察官は、預貯金取扱事業者等に対し、名義人の表示等について特別の措置を講じた預貯金口座等（以下「犯罪利用防止措置用口座等」という。）の開設等を求めることができることとした。（法第19条の2）

イ 警察官は、預貯金通帳等の不正譲渡等をするよう勧誘等を行う者に対し、犯罪利用防止措置用口座等の通帳等を譲り渡すことその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又はその通帳等を用いた措置を講ずることができることとした。（法第19条の3及び第19条の4）

ウ 警察本部長は、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転等があった場合は、当該財産を保管し、当該財産の移転を行った者に対し当該財産を返還することとした。（法第19条の5から第19条の10まで）

エ 都道府県公安委員会は、犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産であってその返還を受ける権利が消滅したものを原資として、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転元となった預貯金口座等に財産を移転した詐欺等の被害者に対し、特定被害回復給付金を支

- 給することとした。(法第19条の11から第19条の27まで)
- 4 移転時の通知義務等の対象となる電子決済手段の追加関係(法第10条の2)
- 移転される場合における通知義務等の対象となる電子決済手段に、受益証券発行信託(無記名受益権に係るものを除く。)によらない特定信託受益権を追加することとした。
- 5 施行期日
- 1及び2については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行することとし、3及び4については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

第2 令和8年7月施行対象規定に係る解釈・留意事項

1 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ関係

当該罰則の引上げの内容は、第1の1のとおりであるところ、今回引き上がることとなる法第26条から第31条までの罰則に係る解釈・留意事項は以下のとおりであるので、当該罰則の適切な適用に万全を期されたい。

なお、これら罰則の適用に誤りが生じることのないよう、個別の事案ごとに、譲渡等されたID及びパスワード等が法第26条から第31条までに規定するいずれの役務に係るものかについて、各特定事業者に対して照会を実施するなどして、慎重に確認すること。

(1) 法第26条に規定する罪

本条は、預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用カード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報の不正譲渡等を規定したものであるところ、本条に規定されている用語の解釈は以下のとおりである。

ア 「預貯金の引出し又は振込みに必要な情報」

本条第1項前段にいう「預貯金の引出し又は振込みに必要な情報」とは、キャッシュカードの暗証番号や、いわゆるネットバンキングにおいて他の口座に金を振り込むために必要となるID及びパスワード等のように、「預貯金口座内の資金を直接移動等するのに必要な情報」を指すものと解される。

この点、預貯金口座等に係る口座番号については、通常は口座番号のみで預貯金口座等にある財産を移転させることはできないことから、基本的には「預貯金の引出し又は振込みに必要な情報」には当たらないものと解される。

イ 「業として」

本条第3項にいう「業として」とは、同種の行為を反復継続して行う意思を持って一定の行為をすることをいい、いわゆる「口座屋」等が、預貯金通帳の不正譲渡等を反復継続して行う意思を持って当該不正譲渡等をする行為をした場合に同項の罪に該当する。

(2) 法第27条に規定する罪

本条は、高額電子移転可能型前払式支払手段の取引が可能なアカウントのID及びパスワードの不正譲渡等を規定したものである。

ここでいう「高額電子移転可能型前払式支払手段」とは、法第2条第2項第30号の2に掲げる特定事業者が提供するサービスであって、以下の全てに該当するものをいう（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第3条第8項）。

- 電子機器等に記録されている第三者型前払式支払手段に該当すること。
- 電子情報処理組織により価値の移転ができるものであること。
- 繰り返しチャージすることが可能であり、アカウントにより管理されていること。
- 譲渡・チャージの限度額が1回10万円又は1か月30万円超であること。
- アカウントの未使用残高の上限額が30万円超であること。

(3) 法第28条に規定する罪

本条は、法第2条第2項第31号に掲げる特定事業者との間における為替取引による送金、送金受取が可能なアカウントのID及びパスワードの不正譲渡等を規定したものである。

この点、本条に規定する「為替取引カード等」とは、銀行等が発行する「キャッシュカード」とは異なる点に留意すること。

(4) 法第29条に規定する罪

本条は、銀行や資金移動業者が発行する電子決済手段の取引が可能な法第2条第2項第31号の2に規定する特定事業者が管理するアカウントのID及びパスワードの不正譲渡等を規定したものである。

「電子決済手段」とは、以下のいずれかに該当するものをいう（資金決済法第2条第5項）。

- 不特定の者との間で使用・購入・売却が可能な、電子機器等に記録されている通貨建資産のもので、電子情報処理組織により移転可能な有価証券・電子記録債権・前払式支払手段以外のもの
- 特定信託受益権（金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。資金決済法第2条第9項参照。）に当たるもの

(5) 法第30条に規定する罪

本条は、銀行、信用金庫及び信用協同組合が発行する電子決済手段（預金債権の法形式のもの）の取引が可能な法第2条第2項第31号の3から第31号の5までに規定する特定事業者が管理するアカウントのID及びパスワードの不正譲渡等を規定したものであるが、現時点において、該当のサービスを提供する事業者は存在しない。

(6) 広報啓発活動の推進

改正法の国会審議に際し、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、預貯金通帳の不正譲渡等が違法であることの周知について、別添のとおり附帯決議がなされたところである。

これを踏まえ、関係所属や他の公的機関・事業者等と連携しつつ、当該周知のための広報啓発活動を推進すること。

2 いわゆる「送金バイト」に対する罰則関係

当該罰則の創設の内容は、第1の2のとおりであるところ、今回創設される罰則に係る解釈・留意事項は以下のとおりであるので、当該罰則の適切な適用に万全を期されたい。

(1) 法第32条第1項前段に規定する罪

本条第1項前段に規定する罪は、いわゆる「送金バイト」を依頼する行為を罰するものである。

ア 「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」

本条第1項前段にいう「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」との要件については、有償で他人に送金行為を依頼した場合であっても、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がある場合には、現在行われている適法な経済活動を萎縮させることのないよう、処罰の対象とはしないことを明らかにするものである。

このため、「正当な理由」とは、他人に対して送金代行行為を依頼することが、通常为社会経済活動上の必要性から、社会通念上相当と認められる場合をいうものと解され、これに該当するか否かは、送金の原資となる財産の入手原因、送金先における当該財産の用途、当該送金代行行為を依頼することとなった理由等の要素を総合的に勘案して判断されるべきものと解されるところ、例えば、財産の移転を依頼する者（以下「委託者」という。）が、銀行や資金移動業者（資金決済法第37条に規定する資金移動業の登録を受けた者をいう。）等、法律上で隔地間の為替取引を代行することが認められる者に対して送金を依頼するような場合には、「正当な理由」があることは言うまでもない。

また、その他の「正当な理由」に該当する事例として、

- ECサイトで日用品を購入しようとする親が、当該ECサイトのアカウントを保有する子に対し、手間賃とともに必要な経費を渡した上で、当該ECサイトへの送金を依頼した場合
- 食事会の参加者が、当該食事会の幹事に対し、一定の報酬を与えた上で、各参加者の食事代を集金し店舗に一括で料金を送金するよう依頼した場合
- 会社の上司が、部下職員に対し、手間賃とともに必要な経費を渡した上で、正当な業務に必要な費用の支払を依頼した場合
- 公共料金の支払を行う必要がある者が、コンビニエンスストアの従業員に対し、手数料とともに必要な経費を渡した上で、当該支払を依頼した場合

等が考えられるが、具体的にどのような事情が「正当な理由」に

該当するかについては、個別具体の事案ごとに、前記の解釈に則り、総合的な勘案の上で判断されるべきものと解される。

イ 「自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として」

この要件は、本罪の目的が、他人から預貯金通帳等を譲り受けた上で当該他人名義の預貯金口座等を悪用する従来の手口ではなく、他人に依頼する形で預貯金口座等を悪用する手口のマナー・ローンダリングを防止するためのものであることを踏まえ、委託者が、当該委託者から依頼を受けて財産の移転を行う者（以下「受託者」という。）のために財産の移転を依頼する目的ではなく、あくまで委託者自身や別の第三者に資するようにする目的を有することを求める趣旨のものである。このため、本条第1項前段にいう「自己」とは、委託者を指し、「第三者」とは、委託者及び受託者のいずれにも当たらない者を指すものである。

ここでは、「自己又は第三者が管理する財産」を移転する目的がある場合のみならず、「自己又は第三者が管理しようとする財産」を移転する目的がある場合についても並列的に規定されているため、例えば、委託者が、特殊詐欺の被害者に対して受託者が現に管理する預貯金口座に対して詐取金を振り込ませた上で、当該受託者が管理する預貯金口座から当該財産を委託者の管理する別の預貯金口座に移転させることを目的として、受託者に対して財産の移転を依頼するような場合には、「自己（委託者）が管理しようとする財産を移転する」目的があるとして、この目的要件を充たすものと解される。

なお、ここでいう「財産」については、法第2条第1項にいう「犯による収益」であることを要しない。

ウ 「人に」

本条第1項前段にいう「人」とは、委託者以外の者をいう。

エ 「有償で」

本条第1項前段にいう「有償で」とは、金銭その他の対価を交付すること若しくは対価となるべき利益の供与を行うこと又はそれらの約束をすることをいう。このため、金銭を交付するケースのみならず、例えば、暗号資産や商品券、特定の店舗での商品購入に使うことができるポイント等を供与するケースも「有償」に該当し得る。また、委託者が受託者に対して送金を依頼するに際して金融機関等に支払うべき手数料を渡すケースについては、当該受託者自身が対価の交付や対価となるべき利益の供与を受けているものではないため、当該手数料の受取をもって「有償で」には該当しないものと解される。

また、上記の「有償で」の定義のとおり、金銭その他の対価の交付や対価となるべき利益の供与についての約束があれば、現実の対価の交付や対価となるべき利益の供与がなくとも、「有償で」に該当し得る。

オ 「特定役務利用財産移転行為」

本条第1項前段にいう「特定役務利用財産移転行為」とは、本条第4項各号に掲げる行為をいい、具体的には、「預貯金契約等役務」について同項第1号で定義された上で（詳細は(6)参照）、以下の3つの行為類型が規定されているところである。各行為類型ごとの解釈については、以下のとおり。

(ア) 「預貯金契約等役務を利用して自己以外の者に財産を移転する行為」（同項第1号）

本号は、預貯金契約等役務を利用して、自己以外の者に財産を移転する行為を対象とするものである。ここでいう「自己以外の者」とは、受託者以外の者をいい、また、委託者が複数の名義の預貯金口座等を使い分けた上で、自身が管理する別の名義の預貯金口座等を財産の移転先として送金を依頼する場合もあり得ることから、委託者も含むものと解される。

この点、本号では、受託者が「預貯金契約等役務を利用して自己以外の者に財産を移転する行為」のみを要件として規定しており、当該移転される財産の原資を委託者から受け取ること、あるいは、財産を受け取る方法については、特に要件とされていない。このため、受託者が、例えば、対面での現金手交、「レターパック」等による現金送付、いわゆる「地下銀行」等を用いた違法な送金手段等、預貯金契約等役務以外の方法により委託者から財産を受け取ったとしても、財産を受託者以外の者に移転する行為において預貯金契約等役務が利用されていれば、本号の対象となり得る。

(イ) 「預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為」（同項第2号）

本号は、受託者が、預貯金契約等役務を利用して受け取った財産を、預貯金契約等役務を用いることなく自己以外の者に移転する場合を対象とするものである。

この点、本号では、受託者が、財産移転の原資となる財産を受け取る際に預貯金契約等役務が利用されたことを要件とする一方で、当該原資となる財産を受け取った受託者が当該財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する際の方法については、預貯金契約等役務に限っていない。このため、受託者が財産を受け取る場面において預貯金契約等役務が利用されていれば、例えば、対面での現金手交、「レターパック」等による現金送付、いわゆる「地下銀行」等を用いた違法な送金手段等、預貯金契約等役務以外の方法により財産の移転が行われたとしても、本号の対象となり得る。

(ウ) 「預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為」（同項第3号）

本号は、受託者における財産の受取と移転の先後関係が逆とな

るケース、すなわち、受託者と委託者との間で、財産移転の原資となる財産の受取について約束をしておいた上で受託者が当該約束に係る財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する場合を対象とするものである。当該約束が実際に履行されたかどうかは問わない。

この点、本号では、受託者による財産の受取に係る約束の内容に、当該受取に当たって預貯金契約等役務が利用されることが含まれることを要件とする一方で、受託者が当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する際の方法は、預貯金契約等役務に限られない。このため、(1)と同様に、受託者による財産の受取に係る約束の内容において、当該受取に当たって預貯金契約等役務が利用されることが含まれていれば、例えば、対面での現金手交、「レターパック」等による現金送付、いわゆる「地下銀行」等を用いた違法な送金手段等、預貯金契約等役務以外の方法により財産の移転が行われたとしても、本号の対象となり得る。

(2) 法第32条第1項後段に規定する罪

本条第1項後段に規定する罪は、いわゆる「送金バイト」をするよう誘引する行為を罰するものである。

同項後段にいう「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」、「有償で」及び「特定役務利用財産移転行為」の解釈については、(1)と同様である。

ア 「当該目的で」

本条第1項後段にいう「当該目的」とは、「自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転する」目的を指すものであり、その解釈については(1)イのとおりである。

イ 「広告その他これに類似する方法により人を誘引した者」

本条第1項後段にいう「広告」とは、新聞、雑誌、SNS等の媒体により、広く世間に伝達する行為をいう。また、「広告その他これに類似する行為」とは、新聞、雑誌、SNS等における広告と同様の効果を有する看板、張り紙、チラシ等による意思の伝達行為をいう。さらに、「誘引」とは、自己の意思を間接的に表示して誘い掛け、相手方となる者の申込みを待つことをいう。

なお、本条第1項後段においては、法第26条第4項とは異なり、「誘引」に関する罪のみ規定され、「勧誘」に関する罪が規定されていない。これは、通常、「勧誘」と「依頼」（法第32条第1項前段）とは、一連のプロセスの中で時間的に極めて近接して行われるものであり、「勧誘」が行われた後、直ぐさま「依頼」に移行することとなることを踏まえ、「勧誘」に関する罪を別に設けることはせず、「依頼」に関する罪と「誘引」に関する罪のみを設けたものである。

(3) 法第32条第2項前段に規定する罪

本条第2項前段に規定する罪は、いわゆる「送金バイト」の依頼を

受けて一定の財産の移転を実行した者を罰するものである。

同項前段にいう「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」、「有償で」及び「特定役務利用財産移転行為」の解釈については、(1)と同様である。

ア 「他人」

本条第2項前段にいう「他人」とは、委託者、すなわち、財産の移転を依頼する者をいう。

イ 「前項前段の目的があることの情を知って」

この要件は、本罪の目的が、他人から預貯金通帳等を譲り受けた上で当該他人名義の預貯金口座等を悪用する従来の手口ではなく、他人に依頼する形で預貯金口座等を悪用する手口のマネー・ローンダリングを防止するためのものであることを踏まえ、委託者が、受託者のために財産の移転を依頼しているものではなく、あくまで委託者自身や別の第三者に資するようにする目的で財産の移転を依頼していることを、受託者が知っていることを求める趣旨のものである。

本条第2項前段にいう「前項前段の目的」とは、「自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転する」目的を指すものであり、その解釈については(1)イのとおりである。

この点、委託者に「自己又は第三者の管理し、又は管理しようとする財産を移転する」目的があることの情を知っていれば足り、当該移転する財産が「犯罪による収益」（法第2条第1項）であることの認識を有することまでは不要である。

(4) 法第32条第2項後段に規定する罪

本条第2項後段に規定する罪は、いわゆる「送金バイト」の依頼を受けるべく、自己への依頼を勧誘又は誘引する者を罰するものである。

同項後段にいう「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」及び「特定役務利用財産移転行為」、「有償で」の解釈は(1)と、「広告その他これに類似する方法により人を誘引した者」の解釈は(2)と、それぞれ同様である。

また、同項後段にいう「勧誘」とは、特定の者に対して、自己の欲するとおりに、ある行為をするよう直接働き掛けることをいう。

(5) 法第32条第3項に規定する罪

本条第3項に規定する罪は、業として、いわゆる「送金バイト」の依頼をする者（同条第1項前段）や、当該依頼を受けて財産の移転を行う者（同条第2項前段）を罰するものである。

ここでいう「業として」の解釈は1(1)イと、同様である。

(6) 「預貯金契約等役務」

「預貯金契約等役務」とは、法第32条第4項第1号に規定されているとおり、同号イからホまでに掲げる役務（詳細は次のアからオまでを参照）に加えて、預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務を指すものである。これは、同号イに規定する預貯金契約は、財産の預入れ等のみの契約で

あり、為替取引による送金等の役務が含まれないことから、同項第1号における「預貯金契約等役務」には、預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務も含めることとしたものである。

この点、本罰則の適用に誤りが生じることのないよう、個別の事案ごとに、財産の移転や受取に係る具体的な役務の内容が、「預貯金契約等役務」に該当する各役務のうちいずれに該当するかについては、当該特定事業者に対して照会を実施するなどして、慎重に確認すること。

なお、「預貯金契約等役務」として規定される各金融サービスは、例えば、預貯金口座は銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく内閣総理大臣の免許を受けた銀行で開設されたものであるなど、日本国内におけるそれぞれの関係法律に規定される要件を充たす正規の金融サービスを指すものであることから、いわゆる「地下銀行」による不正送金等、違法な送金手段に係る役務については、「預貯金契約等役務」には当たらないことに留意されたい。

ア 預貯金契約

法第2条第2項第1号から第15号まで及び第37号に掲げる特定事業者との間における預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）をいう。

イ 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約

法第2条第2項第30号の2に掲げる特定事業者との間における高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。

ウ 電子決済手段等取引契約

法第2条第2項第31号の2に掲げる特定事業者並びに資金決済法第62条の8第2項の規定により同法第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる法第2条第2項第1号から第15号まで、第25号及び第31号に掲げる特定事業者との間における資金決済法第2条第10項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。これは、いわゆるステーブルコインの移転のうち電子決済手段等取引契約を利用した財産の移転について定めるものである。

エ 電子決済等利用契約

法第2条第2項第31号の3から第31号の5までに掲げる特定事業者との間における銀行法第2条第17項各号、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第85条の3第2項各号又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第6条の4の3第2項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結をいう。これは、ウと同様にステーブルコインの移転のうち電子決済等利用契約を利用した財産の移転を規定するものである。

オ 暗号資産交換契約

法第2条第2項第32号に掲げる事業者との間で行う資金決済法第2条第15項に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結をい

う。

本号においては、暗号資産交換契約を利用した財産（資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産）の移転について定めるものである。

(7) 罪数について

受託者による財産の移転行為が、当該財産が「犯罪収益等」（組織的犯罪処罰法第2条第4項参照）であるとの認識が受託者に認められるなどして、同法第10条又は第11条に規定する罪にも当たる場合には、これらの罪及び法第32条に規定する罪は、科刑上一罪（観念的競合。刑法（明治40年法律第45号）第54条第1項）に当たるものと解されるため、両罪の重い方の刑、すなわち、組織的犯罪処罰法第10条又は第11条に規定する罪の刑により処断されることとなる。

(8) 広報啓発活動の推進

改正法の国会審議に際し、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、いわゆる「送金バイト」に係る行為が違法であることの周知について別添のとおり附帯決議がなされたことを踏まえ、関係所属や他の公的機関・事業者等と連携しつつ、当該周知のための広報啓発活動を推進すること。

【別添資料一覧】

資料1：官報の写し

資料2：新旧対照表

資料3：附帯決議（衆議院内閣委員会）

資料4：附帯決議（参議院内閣委員会）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和八年六月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第三十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十六条」に改める。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、第六章中同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「以下この条において同じ」を「第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という」に、「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号イ」に、「特定事業者との間における預貯金契約に係る」を「当該」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ロ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号」に、「一年」を「三年」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ハ」に、「一年」を「三年」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条中「第二十七条及び前条第三号」を「第二十五条及び前条第一号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十一条第一号中「三億円以下」を「同条」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第三十三条」に、「三億円」を「三億円」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「前条」に、「同条」を「二億円以下」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十条第一項中「この項」を「この項及び次条第四項第一号ホ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

第三十二条 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

2 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に前項前段の目的があることの情を知って、有償で特定役務利用財産移転行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、特定役務利用財産移転行為を引き受けることを示して、有償で特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

3 業として第一項前段又は前項前段の罪に当たたる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務(次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。)を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

イ 預貯金取扱事業者 預貯金契約

ロ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約

ハ 電子決済手段等取引業者 電子決済手段等取引契約

ニ 電子決済等取扱業者等 電子決済等利用契約

ホ 暗号資産交換業者 暗号資産交換契約

二 預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

三 預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

第三十三条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十九条の三第一項中「この項を」「この項及び第三十二条第四項第一号二」に、「一年を」「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十条とする。

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第四章 監督(第十五条―第十九条)

目次中「第四章 監督(第十五条―第十九条)」を

第四章 監督(第十五条―第十九条)
第一節 口座等犯罪利用防止措置
第二節 口座等犯罪利用防止措置の実施
第一節 特定被害回復給付金の支給
第二節 特定被害回復給付金の支給
第三節 雑則(第十九条の十八―第十九条の二十)

(第十九条の二―第十九条の十)に、「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

(第十九条の十三)
(第十九条の十四―第十九条の十七)
(第十九条の二十)
(第十九条の二十七)

第一条中「の措置」の下に「及び警察官による預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置」を加える。

第八条第五項中「都道府県公安委員会」の下に「(以下「公安委員会」という。)」を加え、同条第六項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第十条の二中「第十五号まで」の下に「(第二十五号)」を加え、「次条及び第二十二條第二項第二号において」を「(以下)」に改め、「特定信託受益権」の下に「(信託法(平成十八年法律第百八号)第百八十五條第三項に規定する受益証券発行信託に係るものであって、同法第百十條第三項に規定する無記名受益権に該当しないものに限る。)」を加え、「同条第十項」を「資金決済に関する法律第二條第十項」に改める。

第十九条第一項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第三項中「道府県警察本部長」の下に「(以下「警察本部長」という。)」を加える。

第四章の二 口座等犯罪利用防止措置
第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施

第十九条の二 警察官は、次条の規定による措置(以下「口座等犯罪利用防止措置」という。)を実施するため、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、次に掲げる特定事業者に対し、その身分を証明する証票及び国家公安委員会規則で定める書面の提示(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による措置であつて、当該提示に相当するものとして国家公安委員会規則で定めるものを含む。)を行つて、犯罪利用防止措置用口座等(警察本部長と次の各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約により、当該契約に係る役務の提供を受けるために開設され、又は設定される口座又はこれに準ずるもの(以下「口座等」という。)であつて、当該口座等に係る通帳、カードその他のものにおいて表示され、又は記録される当該口座等の名義人その他の事項について当該口座等が口座等犯罪利用防止措置のために用いられるものであることが当該口座等犯罪利用防止措置の相手方その他の者に推知されないようにするための措置が講じられるものをいう。以下同じ。)を開設し、又は設定するよう求めることができる。

一 第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者(第二十六条第一項及び第三十二條第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。別表第二條第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約(第二十六条第一項において単に「預貯金契約」という。))

二 第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者(以下この号及び第二十七條第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三條第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約(第二十七條第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約」という。))

三 第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この号及び第二十八條第一項において「資金移動業者」という。 資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務の提供を受けることを内容とする契約)

四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律第二條第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第二十九條第一項において「電子決済手段等取引契約」という。)

五 第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者(第三十條第一項において「電子決済等取扱業者等」という。 銀行法第二條第十七項各号、信用金庫法第八十五條の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第三十條第一項において「電子決済等利用契約」という。))

六 暗号資産交換業者 資金決済に関する法律第二條第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第三十一條第一項において「暗号資産交換契約」という。)

第十九条之三 警察官は、次に掲げる者を認められた場合において、

特定事業者との間に於ける当該各号に定める契約に係る役務(以下この条及び第三十二条第四項において「預貯金契約等役務」という。)の提供を受けるために開設され、又は設定された口座等をいう。以下この条及び第十九条の十一第三号において同じ。)が犯罪に利用されることを防止するために必要があると認めるときは、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、その者に對し、犯罪利用防止措置用口座等に係る通帳、カード、預貯金契約等役務の提供を受けるために必要な情報その他当該預貯金契約等役務の提供を受けるために必要なもの(以下「犯罪利用防止措置用通帳等」という。)を譲り渡し、交付し、又は提供すること、同項に規定する特定役務利用財産移転行為(第二号及び第十九条の六第四項第二号において単に「特定役務利用財産移転行為」という。)をすることを受託して犯罪利用防止措置用口座等において財産を受け取るために必要な情報(以下この条において「口座等関係情報」という。)を提供することその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又は犯罪利用防止措置用通帳等を用いた措置を講ずることができる。この場合においては、警察官は、当該措置を的確に実施するために必要と認められる範囲内において、当該警察官の氏名、身分その他の事項、当該犯罪利用防止措置用通帳等又は当該口座等関係情報が犯罪利用防止措置用口座等に係るものであることその他当該措置に係る事実を隠し、又は偽ることができ。

一 第二十六条第一項に規定する預貯金通帳等、第二十七条第一項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、第二十八条第一項に規定する為替取引カード等、第二十九条第一項に規定する電子決済手段等取引情報、第三十条第一項に規定する電子決済等利用情報又は第三十一条第一項に規定する暗号資産交換利用情報を譲り渡し、交付し、又は提供しよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者(通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由があると認められる者を除く。)

第十九条之四 警察官は、口座等犯罪利用防止措置を講じた場合において、

必要があるとき、第十九条の二各号に掲げる特定事業者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る取引に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第十九条之五 口座等犯罪利用防止措置が講じられた場合において、

次の各号に掲げる財産の移転があつたときは、当該口座等犯罪利用防止措置の指揮を行う警察本部長は、次条第一項の規定による返還を行うために当該各号に定める財産を保管しなければならない。

一 犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転 当該移転に係る財産

二 前号に掲げるもののほか、犯罪利用防止措置用通帳等の譲渡し、交付又は提供の対価を受けることその他の事由による警察官への金銭その他の財産の移転 当該移転に係る財産

警察本部長は、前項の規定により保管する財産が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき、又はその保管若しくは返還に過大な費用若しくは手数を要するときは、当該財産を換価して当該換価により得られた金銭を保管することができる。

(保管財産の返還)

第十九条の六 前条の規定により財産を保管した警察本部長は、速やかに、当該保管の原因となつた同条第一項各号に掲げる財産の移転(以下「保管原因行為」という。)を行った者に對し、当該保管に係る財産(当該財産が金銭債権である場合にあつては、当該金銭債権の価額に相当する金銭)を返還するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事情がある場合には、当該事情がやんだ後速やかに返還するものとする。

- 一 この節の規定の施行又は犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあること。
二 保管原因行為が前条第一項第一号に掲げる財産の移転である場合において、当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る財産の戻戻しを求め訴えが提起されていること又は当該財産に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮処分の手続が行われていること。
三 前二号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事情

2 前項の規定により返還する財産の価額又は数量(以下この項及び第四項において「価額等」という。)は、前条の規定による当該財産の保管が犯罪利用防止措置用口座等において行われた場合においては、当該保管の開始の時の価額等によるものとする。

3 第一項の規定による返還に要する費用は、当該返還を受ける者の負担とする。

4 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げるときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による返還の相手方に対して引き渡す財産の価額等から、当該各号に規定する移転に係る財産に相当する財産の価額等を控除することができる。

一 当該保管原因行為の前又は後に当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から財産の移転があつた場合であつて、当該返還の相手方が当該移転を行ったと認められるとき。

二 当該保管原因行為の前又は後に警察官が他人の依頼を受けて当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から特定役務利用財産移転行為をして財産の移転を行った場合であつて、当該返還の相手方が当該依頼を行ったと認められるとき。

5 第一項の規定により返還する財産には、利息を付さない。

(返還のための調査)

第十九条の七 警察本部長は、前条第一項の規定による返還を行うため、必要な調査を行うものとする。

2 警察本部長は、前項の規定による調査のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 警察本部長は、第一項の規定による調査の結果その他の事由により前条第一項の規定により返還を受けるべき者を認めるときは、速やかに(同項各号のいずれかに掲げる事情がある場合にあつては、当該事情がやんだ後速やかに)、その者に對し、当該返還を受けるために必要な手続を通知しなければならない。

(公告)

第十九条の八 警察本部長は、第十九条の五の規定により保管する財産(第十九条の六第四項各号に規定する移転があつた場合における当該移転に係る財産を含む。以下「保管財産」という。)について、前条第一項の規定による調査を行つてもなおその返還を受けるべき者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、警察庁長官に對し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該警察本部長が置かれる都道府県警察の名称

二 当該保管財産の保管原因行為があつた日時

三 当該保管財産の保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称その他の当該保管原因行為に係る事項(前号に掲げる事項を除く。)

四 当該保管財産の内容

五 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

(返還時の措置)

第十九条の九 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還を行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該返還を受けるべき者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還のため必要があると認めるときは、当該返還を受けようとする者に對し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に質問させることができる。

3 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保管財産の返還を受ける権利の消滅)

第十九条の十 第十九条の八第二項の規定による公告の日から起算して六月(第十九条の六第一項各号に掲げる事情があった期間を除く。)を経過してもなお第十九条の六第一項の規定により保管財産の返還を受けるべき者を知ることができず、若しくはその所在を知ることができないとき、又は当該返還を受けるべき者が保管財産について返還を受ける権利(以下「返還請求権」という。)を放棄したときは、当該保管財産に係る返還請求権は消滅する。この場合において、当該保管財産が金銭以外の財産であるときは、警察本部長は、速やかに、その換価をしなければならない。

第二節 特定被害回復給付金の支給

第一款 通則

(定義)

第十九条の十一 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次款及び第三款の規定によりその金額が算出されるものをいう。
- 二 給付資金 第十九条の十四第四項又は第十九条の二十第三項の規定により公安委員会が保管する金銭をいう。
- 三 支給対象犯罪行為 詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、人に、移転元預貯金口座等(預貯金口座等を移転元として第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転が行われた場合における当該移転元の預貯金口座等をいう。第十九条の十四及び第十九条の十五第二項第三号において同じ。)に対する財産の移転を行わせることにより、当該財産を害したものをいう。
- 四 費用 この節の規定による通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして国家公安委員会規則で定める費用をいう。

(特定被害回復給付金の支給)

第十九条の十二 公安委員会は、この節の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被つた者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であつてこれにより財産を失つたものに対し、特定被害回復給付金を支給する。

2 公安委員会は、前項に規定する者(以下「対象被害者」という。)について、相続その他の一般承継があつたときは、この節の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、特定被害回復給付金を支給する。

(特定被害回復給付金の支給を受けることができない者)

第十九条の十三 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特定被害回復給付金の支給を受けることができない。

- 一 支給対象犯罪行為により失われた財産(当該財産が二人以上の者の共有に属するときは、その持分。以下この条において同じ。)の価額に相当する損害の全部について、その填補又は賠償がされた場合(当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該填補又は賠償がされた場合に限る。)における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人
- 二 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他特定被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第二款 特定被害回復給付金支給手続

(特定被害回復給付金支給手続の開始)

第十九条の十四 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合(当該保管財産について第十九条の十の規定による換価を行うべき場合にあつては、当該換価が終了した場合に限る。第五項において同じ。)であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等があるときは、当該都道府県警察を管理する公安委員会に対し、当該保管財産に係る給付資金から特定被害回復給付金を支給するための手続(以下「特定被害回復給付金支給手続」という。)を開始することを求めなければならない。ただし、当該保管財産(当該保管財産が第十九条の十の規定により換価された場合にあつては、当該換価により得られた金銭。第四項及び第十九条の二十四第一項において同じ。)の価額が特定被害回復給付金支給手続に要することが見込まれる費用の額として国家公安委員会規則で定める額を超えないときは、この限りでない。

- 2 公安委員会は、前項の求めがあつたときは、遅滞なく、特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をするものとする。
- 3 前項の決定は、第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転に係る犯罪利用防止措置用口座等ごとにするものとする。
- 4 公安委員会は、第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、当該決定に係る保管財産を給付資金として保管するものとする。
- 5 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等がないとき、又は第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。
- 6 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、当該返還請求権が消滅した保管財産について特定被害回復給付金支給手続が行われないう旨を公告しなければならない。

(公告等)

第十九条の十五 公安委員会は、前条第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、速やかに、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

- 2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。
 - 一 特定被害回復給付金支給手続を開始した旨
 - 二 特定被害回復給付金支給手続を行う公安委員会の名称
 - 三 当該決定に係る犯罪利用防止措置用口座等及び移転元預貯金口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称
 - 四 当該決定に係る給付資金の額
 - 五 支給申請期間
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項
- 3 前項第五号の支給申請期間は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。
- 4 公安委員会は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れているものに対し、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、特定被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。
- 5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による公告及び前項の規定による通知に関して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用)
第十九条の十六 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)第九條第一項及び第二項、第十條から第十三條まで、第十四條第一項から第三項まで並びに第十七條の規定は、公安委員会による特定被害回復給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定(同法第十四條第三項を除く。)中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九條第一項第一号	対象被害者	対象被害者(犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。))第十九條の十二第二項に規定する対象被害者をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。
第九條第一項第二号	支給対象犯罪行為	支給対象犯罪行為(犯罪収益移転防止法第十九條の十一第三号に規定する支給対象犯罪行為をいう。次号及び次条第二項において同じ。)
第十一條第二項	第二十八條第一項	犯罪収益移転防止法第十九條の十八
第十二條第一項	書面をもって行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印を	理由を付した書面をもって
第十二條第三項及び第十三條	検察官が所属する検察庁	都道府県公安委員会
第十二條第三項	検察庁に	都道府県公安委員会の庁舎に
第十四條第一項	すべて	当該特定被害回復給付金支給手続(犯罪収益移転防止法第十九條の十四第一項に規定する特定被害回復給付金支給手続をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る全て及び当該特定被害回復給付金支給手続
第十四條第二項	費用 、第二十六條第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続の費用	費用(犯罪収益移転防止法第十九條の十一第四号に規定する費用をいう。次項において同じ。)
第十四條第三項	給付資金 犯罪被害財産支給手続 費用等	犯罪収益移転防止法第十九條の十一第二号に規定する給付資金 特定被害回復給付金支給手続 費用
	記載し、法務省令で定めるところにより	記載するとともに、警察庁長官に対してその旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、速やかに

(特定被害回復給付金支給手続の終了)
第十九條の十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をするものとする。

- 一 前条において準用する犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(以下「準用支給法」という。))第九條第一項の規定による申請がないとき。
- 二 準用支給法第九條第一項又は第二項の規定による申請の全てについて準用支給法第十條又は第十一條の規定による裁定があった場合において、準用支給法第十條第一項の規定による特定被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定(以下「資格裁定」という。)を受けた者がいないとき。
- 三 準用支給法第十四條第一項及び第二項並びに第十七條の規定(第十九條の二十一第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)により支給すべき特定被害回復給付金の全てについて、当該規定によりこれを支給したとき。

- 2 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をしたときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。
- 3 警察庁長官は、前項の求めがあったときは、速やかに、特定被害回復給付金支給手続が終了した旨を公告しなければならない。

第三款 雑則

第十九條の十八 公安委員会は、この節の規定による事務を行うため必要があるときは、準用支給法第九條第一項又は第二項の規定による申請をした者(第三十五條第四号において「特定被害回復給付金申請者」という。))その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償請求権等との関係)
第十九條の十九 特定被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。(不正利得の徴収等)

第十九條の二十 特定被害回復給付金支給手続において、偽りその他不正の手段により特定被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、その者から、その支給を受けた特定被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 3 公安委員会は、第一項の規定による徴収をしたときは、当該徴収に係る金銭を給付資金として保管するものとする。
- 4 公安委員会は、前項の規定による保管をした場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において第一項に規定する者以外の者で資格裁定を受けた者(特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。))があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額(資格裁定において定められた準用支給法第十條第二項に規定する犯罪被害額をいう。次条第二項において同じ。)に満たないときは、遅滞なく、当該保管に係る給付資金を原資として、準用支給法第十四條第一項から第三項まで及び第十七條の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、第一項に規定する者から徴収した額が千円未満である場合は、この限りでない。

(権利の消滅等)
第十九條の二十一 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、準用支給法第十四條第三項(前条第四項及び次項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定による公告があった時から六月間行使しないときは、消滅する。

2 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において当該権利を有していた者以外の者で資格裁定を受けた者(特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。))があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給

した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額に相当する額の金銭を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならぬ。ただし、前項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

第十九条の二十二 特定被害回復給付金の支給を受ける権利の保護
 (特定被害回復給付金の支給を受ける権利の保護)
 第十九条の二十二 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さえられる場合は、この限りでない。

第十九条の二十三 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)は、公安委員会又は特定被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第十九条の二十四 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める財産を当該都道府県警察の属する都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第二号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅したとき 当該保管財産

二 第十九条の十四第六項の規定による公告が行われたとき 当該公告に係る保管財産

二 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める金銭を当該公安委員会が置かれている都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十七第一項の決定が確定した場合において、当該確定の時に給付資金を保管しているとき 当該給付資金(当該確定の前に第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合にあつては、当該保管をした金額(同条第四項の規定により当該保管に係る給付資金を原資として特定被害回復給付金が支給された場合にあつては、当該支給額を控除した額とする)に相当する金銭を除く。)

二 第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合において、同条第四項の規定により特定被害回復給付金の支給を受けるべき者がいないとき 当該保管をした給付資金

三 第十九条の二十第三項の規定による保管をした給付資金について同条第四項及び第十九条の二十一第二項の規定により支給すべき特定被害回復給付金の全てを支給した場合において、給付資金をなお保管しているとき 当該給付資金

三 都道府県は、前二項の規定により当該都道府県の一般会計の歳入に繰り入れられた金銭の額に相当する金額を、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)第二条第三項に規定する犯罪被害者等のための施策を行うために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第十九条の二十五 次の各号に掲げる裁定、決定その他の行為(以下この項及び次条において「裁定等」という。)に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該裁定等をした公安委員会に対し、審査の申立てをすることができる。

第十九条の二十六 この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定により公安委員会に対して裁定等についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、当該公安委員会の不作為(この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないこと)をいう。以下この条において同じ。がある場合には、当該公安委員会に対し、当該不作為についての審査の申立てをすることができる。

第十九条の二十七 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(昭和四十一年法律第四十一号)第四十二条第一項(第四号及び第六号を除く。)及び第二項、第四十二条の二(第三号を除く。)並びに第四十三条から第四十七条までの規定は、前二条の規定による公安委員会に対する審査の申立てについて準用する。この場合において、これらの規定(同法第四十四条を除く。)中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定(同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする)。

第四十条の三第二項	第四十条第一項各号	犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)第十九条の二十五第一項各号
第四十条の三第二項 第一号及び第三項第一号、第四十二号第一号、第四十三号、第五号及び第七号並びに第二項、第四十二号の二第一号及び第二号、第四十五号、第四十六号並びに第四十七号第一項及び第三項	処分等に 処分等	裁定等(同項に規定する裁定等をいう。以下同じ。)に 裁定等
第四十条の三第三項	前条	犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十一条及び第四十七号第五項	第四十条第一項第三号	犯罪収益移転防止法第十九条の二十
第四十二条第一項	第四十条第一項の	犯罪収益移転防止法第十九条の二十
第四十二条第一項第一号	第四十条第一項	犯罪収益移転防止法第十九条の二十
第四十二条第一項第一号	第四十条第一項各号	犯罪収益移転防止法第十九条の二十
第四十二条第一項第一号	この法律又はこの法律	犯罪収益移転防止法第四章の二第二
第四十二条第一項第一号	、第六号又は	又は
第四十二条第二項	行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれ	行為

第四十二條の二、第四十五條及び第四十七條第二項	第四十條の二	六	犯罪収益移転防止法第十九條の二十
第四十二條の二第一	不作為	六	犯罪収益移転防止法第十九條の二十
第四十二條の二第四	審査の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、その	審査の	犯罪収益移転防止法第十九條の十六
第四十三條	第十二條の	犯罪収益移転防止法第十九條の十六	犯罪収益移転防止法第十九條の十六
第四十二條第一項各号及び前条各号	第四十二條第一項各号(第四号及び第六号を除く)及び前条各号(第三号を除く)	犯罪収益移転防止法第十九條の十六	犯罪収益移転防止法第十九條の十六
第四十四條	第十二條中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項は「被害回復給付金」	犯罪収益移転防止法第十九條の十六	犯罪収益移転防止法第十九條の十六
第三十八條第一項から第五項まで	第三十八條	犯罪収益移転防止法第十九條の十六	犯罪収益移転防止法第十九條の十六
(被害回復給付金)	(特定被害回復給付金)	犯罪収益移転防止法第十九條の二十	犯罪収益移転防止法第十九條の二十
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十條第一項に	犯罪収益移転防止法第十九條の二十	犯罪収益移転防止法第十九條の二十	犯罪収益移転防止法第十九條の二十
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十條第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号	犯罪収益移転防止法第十九條の二十	犯罪収益移転防止法第十九條の二十	犯罪収益移転防止法第十九條の二十
法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された	警察庁長官に対し、当該決定が取り消され、又は変更された旨を公告すること	警察庁長官は、この場合において、警察庁長官は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その	警察庁長官は、この場合において、警察庁長官は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その
第四十七條第一項及び第四十七條第二項	検察官が所属する検察庁	都道府県公安委員会	都道府県公安委員会
第四十七條第二項	第四十二條の二各号	第四十二條の二各号(第三号を除く)	第四十二條の二各号(第三号を除く)
第四十七條第三項	第十二條第二項	犯罪収益移転防止法第十九條の十六	犯罪収益移転防止法第十九條の十六
第四十七條第五項	国	都道府県	都道府県

第三節 雑則

(適用除外)

第十九條の二各号に掲げる特定事業者が行う犯罪利用防止措置用口座等に係る取引については、第四條第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項、第七條

第一項並びに第八條第一項の規定は、適用しない。

2 警察官が口座等犯罪利用防止措置又はその準備のために行う行為については、第二十六條第一項及び第二項、第二十七條第一項及び第二項、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項及び第二項、第三十條第一項及び第二項、第三十一條第一項及び第二項並びに第三十二條第二項

前段の規定は、適用しない。

3 第十九條の二の規定による求めに応じて開設され、又は設定された犯罪利用防止措置用口座等に係る犯罪利用防止措置用通帳等を、同条各号に掲げる特定事業者であつて当該開設又は設定を行ったものが警察官に交付し、又は提供する行為については、第二十六條第二項、第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項及び第三十一條第二項の規定は、適用しない。

4 犯罪利用防止措置用口座等については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成十九年法律第百三十三号)第二章から第四章までの規定は、適用しない。

(国家公安委員会規則への委任)

第十九條の二十九 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第二十二條第四項及び第九項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第二十四條中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第二十六條第一項中「特定事業者(第二條第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二條第四項第一号において「を削り、」という)との」を「との」に改め、「(別表第一條第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号イにおいて同じ。)」を削る。

第二十七條第一項中「第二條第二項第三十号の二に掲げる特定事業者(以下この項及び第三十二條第四項第一号イにおいて「を削り、」という)との」を「との」に改め、「(高額の電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三條第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ロにおいて同じ。)」を削る。

第二十八條第一項中「第二條第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この項及び第三十二條第四項第一号において「を削り、」という)との」を「との」に改める。

第二十九條第一項中「特定事業者(第二條第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二條の八第二項の規定により同法第二條第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二條第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二條第四項第一号ハにおいて「を削り、」という)との」を「との」に改め、「(同法第二條第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ハにおいて同じ。)」を削る。

第三十條第一項中「特定事業者(第二條第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二條第四項第一号ニにおいて「を削り、」という)との」を「との」に改め、「(銀行法第二條第十七項各号、信用金庫法第八十五條の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ニにおいて同じ。)」を削る。

第三十一條第一項中「資金決済に関する法律第二條第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。)」を削る。

第三十二條第四項第一号中「次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役員及び」及び「又は資金移動業者」を削り、「い」を「含む」に改め、同号イからホまでを削る。

第三十六條中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条を第三十七條とする。

第三十五条第三号中「前条」を「第三十四条」に改め、同条に次の二項を加える。
 2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の九第二項の規定による求めに対し、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

二 準用支給法第九条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出したとき。

三 準用支給法第十七条第一項の届出書に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第十九条の十八の規定により報告又は文書の提出を命ぜられて、虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした文書を提出したとき(特定被害回復給付金申請者又は準用支給法第十七条第一項の規定により届出をした者が違反した場合に限る。)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正)

第三条 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号ハ及び第二号イ(6)、第六十条第二項第一号ロ及び第二号ロ、第九十四条第二号ハ、第一百六条第二項第二号並びに第一百四十五条第二項第一号ハ及び第二号イ(2)中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第四条 特定複合観光施設区域整備法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号ハ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(6)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第六十条第二項第一号ロ中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改め、同項第二号ロ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改める。

第九十四条第二号ハ及び第一百六条第二項第二号中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第一百四十五条第二項第一号ハ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(2)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

内閣総理大臣 高市 早苗

資料 2

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（第一条関係） 1
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律（第二条関係） 11
- 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（附則第三条関係） 53
- 特定複合観光施設区域整備法（附則第四条関係） 60

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条―第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第二十五条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による当該職員^のの質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき[。]</p>

第二十五条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号イにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他当該役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁

第二十七条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条第六項の規定に違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁

刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者^{（一）}と区別して識別することができるように付される符号^{（二）}その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十八条の二 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者^{（一）}と区別して識別することができるように付される符号^{（二）}その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十八条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取る事又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。

以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて「電子決済手

第二十九条 他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取る事又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条の二 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済手段等取引業者」という。）

段等取引業者」という。)との間における電子決済手段等取引契約(同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者との者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「電子決済手段等取引情報」という。)の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第三十条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号ニにおいて「電子決済等取扱業者等」という。)との間における電子決済等利用契約(銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及

との間における電子決済手段等取引契約(同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者との者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「電子決済手段等取引情報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十九条の三 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済等取扱業者等」という。)との間における電子決済等利用契約(銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役

び第三十二条第四項第一号ニにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第三十一条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併

務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第三十条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として

科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第三十二条 通常の商取引又は金融取引として行われるものである

ことその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

2 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に前項前段の目的があることの情を知って、有償で特定役務利用財産移転行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、特定役務利用財産移転行為を引き受けることを示して、有償での特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を勧誘

行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

(新設)

し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

3 業として第一項前段又は前項前段の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務（次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。）を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

イ 預貯金取扱事業者 預貯金契約

ロ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約

ハ 電子決済手段等取引業者 電子決済手段等取引契約

ニ 電子決済等取扱業者等 電子決済等利用契約

ホ 暗号資産交換業者 暗号資産交換契約

二 預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

三 預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることとを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

第三十三条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違

(新設)

反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条 同条の罰金刑

二 第三十三条 三億円以下の罰金刑

三 前条 二億円以下の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

第三十六条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二条第六項各号に掲げる行為に係る第二十五条及び前条第一号に規定する罪の

(新設)

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条 三億円以下の罰金刑

二 第二十六条 二億円以下の罰金刑

三 第二十七条 同条の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

第三十二条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二条第六項各号に掲げる行為に係る第二十七条及び前条第三号に規定する罪の

事件について準用する。

事件について準用する。

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 監督（第十五条―第十九条）</p> <p>第四章の二 口座等犯罪利用防止措置</p> <p>第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施（第十九条の二―第十九条の十）</p> <p>第二節 特定被害回復給付金の支給</p> <p>第一款 通則（第十九条の十一―第十九条の十三）</p> <p>第二款 特定被害回復給付金支給手続（第十九条の十四―第十九条の十七）</p> <p>第三款 雑則（第十九条の十八―第十九条の二十七）</p> <p>第三節 雑則（第十九条の二十八・第十九条の二十九）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条―第三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するた めに使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられる</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 監督（第十五条―第十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章（略）</p> <p>第六章 罰則（第二十五条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するた めに使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられる</p>

ことにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置及び警察官による預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（疑わしい取引の届出等）

第八条 （略）

2～4 （略）

5 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたと

ことにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（疑わしい取引の届出等）

第八条 （略）

2～4 （略）

5 行政庁（都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。）は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取

きは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

6 行政庁（都道府県知事及び公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権（信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託に係るものであって、同法第百十条第三項に規定する無記名受益権に該当しないものに限る。）を除く。以下同じ。）の移転（資金決済に関する法律第二条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする

引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

6 行政庁（都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。）又は前項の主務大臣（国家公安委員会を除く。）は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二 特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二條第二項第二号において「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一・二 (略)

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十九条 国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して前条に規定する規定に違反していると認めるときは、行政庁(公安委員会を除く。以下この条において同じ。)に対し、当該特定事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として業務の停止その他の処分を行うことができる場合にあつては、当該特定事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることができる。

2 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に~~関し~~関係人に質問させることができる。この場合においては、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5 (略)

第四章の二 口座等犯罪利用防止措置

一・二 (略)

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十九条 国家公安委員会は、特定事業者がその業務に関して前条に規定する規定に違反していると認めるときは、行政庁(都道府県公安委員会を除く。以下この条において同じ。)に対し、当該特定事業者に対し前条の規定による命令を行うべき旨又は他の法令の規定により当該違反を理由として業務の停止その他の処分を行うことができる場合にあつては、当該特定事業者に対し当該処分を行うべき旨の意見を述べることができる。

2 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に~~関し~~関係人に質問させることができる。この場合においては、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5 (略)

(新設)

第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施

(新設)

(犯罪利用防止措置用口座等の開設等)

第十九条の二 警察官は、次条の規定による措置（以下「口座等犯罪利用防止措置」という。）を実施するため、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、次に掲げる特定事業者に対し、その身分を証明する証票及び国家公安委員会規則で定める書面の提示（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による措置であつて、当該提示に相当するものとして国家公安委員会規則で定めるものを含む。）を行つて

(新設)

、犯罪利用防止措置用口座等（警察本部長と次の各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約により、当該契約に係る役務の提供を受けるために開設され、又は設定される口座又はこれに準ずるもの（以下「口座等」という。）であつて、当該口座等に係る通帳、カードその他のものにおいて表示され、又は記録される当該口座等の名義人その他の事項について当該口座等が口座等犯罪利用防止措置のために用いられるものであることが当該口座等犯罪利用防止措置の相手方その他の者に推知されないようにするための措置が講じられるものをいう。以下同じ。）を開設し、又は設定するよう求めることができる。

一 第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者（第二十六条第一項及び第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。） 別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約（第二十六条第一項において単に「預貯金契約」とい

う。)

二 第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この号及び第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。） 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約（第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約」という。）

三 第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この号及び第二十八条第一項において「資金移動業者」という。） 資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務の提供を受けることを内容とする契約

四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第二十九条第一項において「電子決済手段等取引契約」という。）

五 第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者（第三十条第一項において「電子決済等取扱業者等」という。） 銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第三十条第一項において「電子決済等利用契約」という。）

六 暗号資産交換業者 資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第三十一条第一項において「暗号資産交換契約」という。）

(口座等犯罪利用防止措置の実施)

第十九条の三 警察官は、次に掲げる者を認めた場合において、預貯金口座等(前条各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約に係る役務(以下この条及び第三十二条第四項において「預貯金契約等役務」という。))の提供を受けるために開設され、又は設定された口座等をいう。以下この条及び第十九条の十一第三号において同じ。)が犯罪に利用されることを防止するため必要があると認めるときは、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、その者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る通帳、カード、預貯金契約等役務の提供を受けるために必要な情報その他当該預貯金契約等役務の提供を受けるために必要なもの(以下「犯罪利用防止措置用通帳等」という。)を譲り渡し、交付し、又は提供すること、同項に規定する特定役務利用財産移転行為(第二号及び第十九条の六第四項第二号において単に「特定役務利用財産移転行為」という。)をすることを受託して犯罪利用防止措置用口座等において財産を受け取るために必要な情報(以下この条において「口座等関係情報」という。)を提供することその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又は犯罪利用防止措置用通帳等を用いた措置を講ずることができる。この場合においては、警察官は、当該措置を的確に実施するために必要と認められる範囲内において、当該警察官の氏名、身分その他の事項、当該犯罪利用防止措置用通帳等又は当該口座等関係情報が犯罪利用防止措置用口座等に係るものであることその他当該措置に係る事

(新設)

実を隠し、又は偽ることができ。

- 一 第二十六条第一項に規定する預貯金通帳等、第二十七条第一項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、第二十八条第一項に規定する為替取引カード等、第二十九条第一項に規定する電子決済手段等取引情報、第三十条第一項に規定する電子決済等利用情報又は第三十一条第一項に規定する暗号資産交換用情報を譲り渡し、交付し、又は提供するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者（通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由があると認められる者を除く。）
- 二 有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、人に依頼し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者（前号に規定する正当な理由があると認められる者を除く。）

（特定事業者に対する協力の求め）

第十九条の四 警察官は、口座等犯罪利用防止措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、第十九条の二各号に掲げる特定事業者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る取引に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（移転を受けた財産の保管）

第十九条の五 口座等犯罪利用防止措置が講じられた場合において、次の各号に掲げる財産の移転があったときは、当該口座等犯罪利用防止措置の指揮を行う警察本部長は、次条第一項の規定による返還を行うために当該各号に定める財産を保管しなければならない。

（新設）

（新設）

ない。

一 犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転 当該移転に係る財産

二 前号に掲げるもののほか、犯罪利用防止措置用通帳等の譲渡

し、交付又は提供の対価を受け取ることその他の事由による警

察官への金銭その他の財産の移転 当該移転に係る財産

2 警察本部長は、前項の規定により保管する財産が滅失し、若し

くは毀損するおそれがあるとき、又はその保管若しくは返還に過

大な費用若しくは手数を要するときは、当該財産を換価して当該

換価により得られた金銭を保管することができる。

(保管財産の返還)

第十九条の六 前条の規定により財産を保管した警察本部長は、速

やかに、当該保管の原因となった同条第一項各号に掲げる財産の

移転（以下「保管原因行為」という。）を行った者に対し、当該

保管に係る財産（当該財産が金銭債権である場合にあつては、当

該金銭債権の価額に相当する金銭）を返還するものとする。ただ

し、次の各号のいずれかに掲げる事情がある場合には、当該事情

がやんだ後速やかに返還するものとする。

一 この節の規定の施行又は犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあること。

二 保管原因行為が前条第一項第一号に掲げる財産の移転である

場合において、当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口

座等に係る財産の払戻しを求める訴えが提起されていること又

は当該財産に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮

(新設)

処分の手続が行われていること。

三 前二号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事情

2 前項の規定により返還する財産の価額又は数量（以下この項及び第四項において「価額等」という。）は、前条の規定による当該財産の保管が犯罪利用防止措置用口座等において行われた場合には、当該保管の開始の時の価額等によるものとする。

3 第一項の規定による返還に要する費用は、当該返還を受ける者の負担とする。

4 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げるときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による返還の相手方に対して引き渡す財産の価額等から、当該各号に規定する移転に係る財産に相当する財産の価額等を控除することができる。

一 当該保管原因行為の前又は後に当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から財産の移転があった場合であつて、当該返還の相手方が当該移転を行ったと認められるとき。

二 当該保管原因行為の前又は後に警察官が他人の依頼を受けて当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から特定役務利用財産移転行為をして財産の移転を行った場合であつて、当該返還の相手方が当該依頼を行ったと認められるとき。

5 第一項の規定により返還する財産には、利息を付さない。

（返還のための調査）

第十九条の七 警察本部長は、前条第一項の規定による返還を行うため、必要な調査を行うものとする。

（新設）

2 警察本部長は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 警察本部長は、第一項の規定による調査の結果その他の事由により前条第一項の規定により返還を受けるべき者を認めたとときは、速やかに（同項各号のいずれかに掲げる事情がある場合にあつては、当該事情がやんだ後速やかに）、その者に対し、当該返還を受けるために必要な手続を通知しなければならない。

（公告）

第十九条の八 警察本部長は、第十九条の五の規定により保管する財産（第十九条の六第四項各号に規定する移転があつた場合における当該移転に係る財産を含む。以下「保管財産」という。）について、前条第一項の規定による調査を行つてもなおその返還を受けるべき者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該警察本部長が置かれる都道府県警察の名称

二 当該保管財産の保管原因行為があつた日時

三 当該保管財産の保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称その他の当該保管原因行為に係る事項（前号に掲げる事項を除く。）

（新設）

四 当該保管財産の内容

五 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

(返還時の措置)

第十九条の九 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還を行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該返還を受けるべき者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還のため必要があると認めるときは、当該返還を受けようとする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に質問させることができる。

3 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保管財産の返還を受ける権利の消滅)

第十九条の十 第十九条の八第二項の規定による公告の日から起算して六月（第十九条の六第一項各号に掲げる事情があつた期間を除く。）を経過してもなお第十九条の六第一項の規定により保管財産の返還を受けるべき者を知ることができず、若しくはその所在を知ることができないとき、又は当該返還を受けるべき者が保管財産について返還を受ける権利（以下「返還請求権」という。）を放棄したときは、当該保管財産に係る返還請求権は消滅する。

この場合において、当該保管財産が金銭以外の財産であるとき

(新設)

(新設)

は、警察本部長は、速やかに、その換価をしなければならない。

第二節 特定被害回復給付金の支給

第一款 通則

(定義)

第十九条の十一 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次款及び第三款の規定によりその金額が算出されるものをいう。

二 給付資金 第十九条の十四第四項又は第十九条の二十第三項の規定により公安委員会が保管する金銭をいう。

三 支給対象犯罪行為 詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、人に、移転元預貯金口座等（預貯金口座等を移転元として第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転が行われた場合における当該移転元の預貯金口座等をいう。第十九条の十四及び第十九条の十五第二項第三号において同じ。）に対する財産の移転を行わせることにより、当該財産を害したものをいう。

四 費用 この節の規定による通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして国家公安委員会規則で定める費用をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(特定被害回復給付金の支給)

第十九条の十二 公安委員会は、この節の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被った者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつてこれにより財産を失つたものに対し、特定被害回復給付金を支給する。

2 公安委員会は、前項に規定する者（以下「対象被害者」という。）について、相続その他の一般承継があつたときは、この節の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、特定被害回復給付金を支給する。

(特定被害回復給付金の支給を受けることができない者)

第十九条の十三 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特定被害回復給付金の支給を受けることができない。

一 支給対象犯罪行為により失われた財産（当該財産が二人以上の者の共有に属するときは、その持分。以下この条において同じ。）の価額に相当する損害の全部について、その填補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該填補又は賠償がされた場合に限る。）における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人

二 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他特定被害回復給付金の支給を受けること

(新設)

(新設)

が社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第二款 特定被害回復給付金支給手続

(特定被害回復給付金支給手続の開始)

第十九条の十四 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合（当該保管財産について第十九条の十の規定による換価を行うべき場合にあっては、当該換価が終了した場合に限る。第五項において同じ。）であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等があるときは、当該都道府県警察を管理する公安委員会に対し、当該保管財産に係る給付資金から特定被害回復給付金を支給するための手続（以下「特定被害回復給付金支給手続」という。）を開始することを求めなければならない。ただし、当該保管財産（当該保管財産が第十九条の十の規定により換価された場合にあっては、当該換価により得られた金銭。第四項及び第十九条の二十四第一項において同じ。）の価額が特定被害回復給付金支給手続に要することが見込まれる費用の額として国家公安委員会規則で定める額を超えないときは、この限りでない。

2 公安委員会は、前項の求めがあつたときは、遅滞なく、特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をするものとする。

3 前項の決定は、第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転に係る犯罪利用防止措置用口座等ごとにするものとする。

(新設)

(新設)

4 公安委員会は、第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、当該決定に係る保管財産を給付資金として保管するものとする。

5 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等がないとき、又は第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

6 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、当該返還請求権が消滅した保管財産について特定被害回復給付金支給手続が行われない旨を公告しなければならない。

(公告等)

第十九条の十五 公安委員会は、前条第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、速やかに、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 特定被害回復給付金支給手続を開始した旨

二 特定被害回復給付金支給手続を行う公安委員会の名称

三 当該決定に係る犯罪利用防止措置用口座等及び移転元預貯金口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称

(新設)

四 当該決定に係る給付資金の額

五 支給申請期間

六 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

3 前項第五号の支給申請期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならぬ。

4 公安委員会は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れてゐるものに対し、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならぬ。ただし、特定被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による公告及び前項の規定による通知に関して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用）

第十九条の十六 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項及び第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項から第三項まで並びに第十七条の規定は、公安委員会による特定被害回復給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定（同法第十四条第三項を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

（新設）

句に読み替えるものとする。

第九條第一項 第一号	対象被害者	対象被害者（ 犯罪による収 益の移転防止 に関する法律 （以下「犯罪 収益移転防止 法」という。 ）第十九條の 十二第二項に 規定する対象 被害者をいう 。以下この条 及び次條第二 項において同 じ。）
第九條第一項 第二号	支給対象犯罪行為	支給対象犯罪 行為（犯罪収 益移転防止法 第十九條の十 一第三号に規 定する支給対 象犯罪行為を いう。次号及 び次條第二項

項 第十一 条第二	第二十八 条第一項	において同 じ。
項 第十二 条第一	書面をも つて行い、 かつ、理 由を付し、 当該裁定を した検 察官がこれ に記名押印 を	理由を付した 書面をもって
第十二 条第三 項及び第 十三 条	検察官が 所属する 検察庁	都道府県公安 委員会
項 第十二 条第三	検察庁に	都道府県公安 委員会の庁舎 に
第十四 条第一 項	すべて	当該特定被害 回復給付金支 給手続（犯罪 収益移転防止 法第十九条の 十四第一項に 規定する特定 被害回復給付 金支給手続を いう。以下こ の項及び次項

項

ころにより

もに、警察庁長官に対し、その旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、速やかに

(特定被害回復給付金支給手続の終了)

第十九条の十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をするものとする。

一 前条において準用する犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（以下「準用支給法」という。）第九条第一項の規定による申請がないとき。

二 準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請の全てについて準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定があった場合において、準用支給法第十条第一項の規定による特定被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定（以下「資格裁定」という。）を受けた者がいないとき。

三 準用支給法第十四条第一項及び第二項並びに第十七条の規定（第十九条の二十一第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）により支給すべき特定被害回復

(新設)

給付金の全てについて、当該規定によりこれを支給したとき。

2| 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をしたときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

3| 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、特定被害回復給付金支給手続が終了した旨を公告しなければならない。

第三款 雑則

(調査)

第十九条の十八 公安委員会は、この節の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請をした者(第三十五条第四号において「特定被害回復給付金申請者」という。)その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償請求権等との関係)

第十九条の十九 特定被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。

(不正利得の徴収等)

第十九条の二十 特定被害回復給付金支給手続において、偽りその

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

他不正の手段により特定被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、公安委員会は、地方税の滞納処分等の例により、その者から、その支給を受けた特定被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による徴収をしたときは、当該徴収に係る金銭を給付資金として保管するものとする。

4 公安委員会は、前項の規定による保管をした場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において第一項に規定する者以外の者で資格裁定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額（資格裁定において定められた準用支給法第十条第二項に規定する犯罪被害額をいう。次条第二項において同じ。）に満たないときは、遅滞なく、当該保管に係る給付資金を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、第一項に規定する者から徴収した額が千円未満である場合は、この限りでない。

（権利の消滅等）

第十九条の二十一 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、準

（新設）

用支給法第十四条第三項（前条第四項及び次項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による公告があつた時から六月間行使しないときは、消滅する。

2 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において当該権利を有していた者以外の者で資格裁定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額に相当する額の金銭を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、前項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

（特定被害回復給付金の支給を受ける権利の保護）

第十九条の二十二 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（戸籍事項の無料証明）

（新設）

第十九条の二十三 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方

（新設）

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、公安委員会又は特定被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（都道府県の一般会計への繰入れ等）

第十九条の二十四 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げる場

（新設）

合には、当該各号に定める財産を当該都道府県警察の属する都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第二号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅したとき 当該保管財産

二 第十九条の十四第六項の規定による公告が行われたとき 当該公告に係る保管財産

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める金銭を当該公安委員会が置かれている都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十七第一項の決定が確定した場合において、当該確定の時に給付資金を保管しているとき 当該給付資金（当該確定の前に第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合にあつては、当該保管をした金額（同条第四項の規定により当該保管に係る給付資金を原資として特定被害回復給付金が支給

された場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)に相当する金銭を除く。)

二 第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合において、同条第四項の規定により特定被害回復給付金の支給を受けるべき者がいないとき 当該保管をした給付資金

三 第十九条の二十第三項の規定による保管をした給付資金について同条第四項及び第十九条の二十一第二項の規定により支給すべき特定被害回復給付金の全てを支給した場合において、給付資金をなお保管しているとき 当該給付資金

3 都道府県は、前二項の規定により当該都道府県の一般会計の歳入に繰り入れられた金銭の額に相当する金額を、犯罪被害者等基金法(平成十六年法律第六十一号)第二条第三項に規定する犯罪被害者等のための施策を行うために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

(公安委員会に対する審査の申立て)

第十九条の二十五 次の各号に掲げる裁定、決定その他の行為(以下この項及び次条において「裁定等」という。)に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該裁定等をした公安委員会に対し、審査の申立てをすることができん。

一 準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定 裁定書の謄本の送達があつた日の翌日

二 第十九条の十七第一項の決定 当該決定の公告があつた日の翌日

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか、この節の規定に基づく手続に係る公安委員会の行為で国家公安委員会規則で定めるもの 国家公安委員会規則で定める日

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、審査の申立てをすることができる。

第十九条の二十六 この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定により公安委員会に対して裁定等についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、当該公安委員会の不作為（この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないことをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該公安委員会に対し、当該不作為についての審査の申立てをすることができる。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用）

第十九条の二十七 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条の三から第四十一条まで、第四十二条第一項（第四号及び第六号を除く。）及び第二項、第四十二条の二（第三号を除く。）並びに第四十三条から第四十七条までの規定は、前二条の規定による公安委員会に対する審査の申立てについて準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に

（新設）

（新設）

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第四十条の三 第二項</p>	<p>第四十条第一項各号</p>	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第十九条の二十五第一項各号</p>
<p>第四十条の三 第二項第一号 及び第三項第一号、第四十一号、第四十二号第一項第三号、第五号 及び第七号並びに第二項、 第四十二条の</p>	<p>処分等</p>	<p>裁定等</p>
	<p>処分等に</p>	<p>裁定等（同項に規定する裁定等をいう。以下同じ。）</p>

<p>第四十二条第 一項第三号、 第四十五条、</p>	<p>第四十条第一項各号</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十五第 一項</p>	<p>第四十二条第 一項第一号</p>	<p>第四十条第一項</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十五第 一項</p>	<p>第四十二条第 一項</p>	<p>第四十条第一項の</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十五第 一項の</p>	<p>第四十一条及 び第四十七 条第五項</p>	<p>第四十条第一項第三号</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十五第 一項第一号</p>	<p>第三項 第四十条の三</p>	<p>前条</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十六</p>	<p>二第一号及び 第四号、第四 十五条、第四 十六条並びに 第四十七条第 一項及び第三 項</p>
-------------------------------------	------------------	--	-------------------------	----------------	--	----------------------	-----------------	---	----------------------------------	-------------------	---	-----------------------	-----------	------------------------------------	--

<p>第四十六条及 び第四十七条 第一項</p>	<p>第四十二条第 一項第五号</p>	<p>第四十二条第 二項</p>	<p>第四十二条の 二、第四十五 条及び第四十 七条第二項</p>	<p>第四十二条の 二第一号</p>	<p>この法律又はこの法律</p>	<p>、第六号又は</p>	<p>行為を変更すべきことを命じ 、若しくはこれ</p>	<p>第四十条の二</p>	<p>不作為</p>	<p>一項各号</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第四章 の二第二節又 は同節の規定</p>	<p>又は 行為</p>	<p>犯罪収益移転 防止法第十九 条の二十六</p>	<p>不作為（犯罪 収益移転防止 法第四章の二 第二節又は同 節の規定に基 づく国家公安 委員会規則の 規定による申 請に対して何 らの裁定等を もしないこと</p>
----------------------------------	-------------------------	----------------------	---	------------------------	-------------------	---------------	----------------------------------	---------------	------------	-------------	--	------------------	------------------------------------	---

第四十四条		第四十二条の二 第四号	
第三十八条第一項から第五項	第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項	第十二条の 第十二条の 第四十二条第一項各号及び前条各号	審査の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、その
第三十八条	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条第二項	第四十二条第一項各号（第一項各号（第四号及び第六号を除く。）及び前条各号（第三号を除く。））	犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条の
審査の	をいう。第四号において同じ。）		

<p>まで</p>	<p>(被害回復給付金)</p>	<p>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律 第四十条第一項に</p>	<p>犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律 第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号</p>	<p>法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された</p>
<p>(特定被害回復給付金)</p>	<p>犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項に</p>	<p>犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第二号</p>	<p>警察庁長官に対し、当該決定が取り消され、又は変更された旨を公告することを求めなければならぬ。この場合において、警察庁長官は、国家公安委員会規則で定めるところにより、そ</p>	<p>るにより、そ</p>

第四十七條第一項及び第五項	第四十二條第一項各号	第四十二條第一項各号 第四十二條第一項各号（第一号及び第六号を除く。）	の
第四十七條第一項及び第二項	檢察官が所属する檢察庁	都道府県公安委員会	
第四十七條第二項	第四十二條の二各号	第四十二條の二各号（第三号を除く。）	
第四十七條第三項	第十二條第二項	犯罪収益移転防止法第十九條の十六において準用する第十二條第二項	
第四十七條第五項	国	都道府県	

第三節 雜則

（適用除外）

第十九條の二十八 第十九條の二各号に掲げる特定事業者が行う犯罪利用防止措置用口座等に係る取引については、第四条第五項の

（新設）

（新設）

規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項、第七條第一項並びに第八條第一項の規定は、適用しない。

2 警察官が口座等犯罪利用防止措置又はその準備のために行う行為については、第二十六條第一項及び第二項、第二十七條第一項及び第二項、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項及び第二項、第三十條第一項及び第二項、第三十一條第一項及び第二項並びに第三十二條第二項前段の規定は、適用しない。

3 第十九條の二の規定による求めに応じて開設され、又は設定された犯罪利用防止措置用口座等に係る犯罪利用防止措置用通帳等を、同条各号に掲げる特定事業者であつて当該開設又は設定を行ったものが警察官に交付し、又は提供する行為については、第二十六條第二項、第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項及び第三十一條第二項の規定は、適用しない。

4 犯罪利用防止措置用口座等については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。

（国家公安委員会規則への委任）

第十九條の二十九 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（行政庁等）

第二十二條（略）

（新設）

（行政庁等）

第二十二條（略）

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十八条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5～8 (略)

9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

10 (略)

(事務の区分)

第二十四条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一～五 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第八号）第三条の許可（同法第二条第二項第一号に係るものに限る。）を受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合及び第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十八条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5～8 (略)

9 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

10 (略)

(事務の区分)

第二十四条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一～五 (略)

第二十六条 他人になりすまして預貯金取扱事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他当該役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

24 (略)

第二十七条 他人になりすまして高額電子移転可能型前払式支払手段発行者との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者^一と区別して識別することができるように付

第二十六条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号イにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他当該役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

24 (略)

第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二条第四項第一号ロにおいて「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を

される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

254 (略)

第二十八条 他人になりすまして資金移動業者との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十条第四項第一号口において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

254 (略)

第二十八条 他人になりすまして第二條第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二條第四項第一号において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに

254 (略)

第二十九条 他人になりすまして電子決済手段等取引業者との間に
おける電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受けること又
はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引
業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける
者を他の者と区別して識別することができるよう付される符号
その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条
において「電子決済手段等取引用情報」という。）の提供を受け
た者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、
又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであるこ
とその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引
用情報の提供を受けた者も、同様とする。

254 (略)

、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又は
その提供を受けた者も、同様とする。

254 (略)

第二十九条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十
一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十
二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子
決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五
号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。
以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて「電子決済手
段等取引業者」という。）との間における電子決済手段等取引契
約（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする
契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号ハにおいて
同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせ
ることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済
手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して
識別することができるように付される符号その他の当該役務の提
供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済手
段等取引用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘
禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由
がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報の提供を受けた
者も、同様とする。

254 (略)

第三十条 他人になりすまして電子決済等取扱業者等との間における電子決済等利用契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 4 (略)

第三十一条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用

第三十条 他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号二において「電子決済等取扱業者等」という。）との間における電子決済等利用契約（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二条第四項第一号二において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 4 (略)

第三十一条 他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他

情報」という。)の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2～4 (略)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務(預貯金取扱事業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務を含む。次号及び第三号において同じ。)を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二・三 (略)

の者と区別して識別することができるよう付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「暗号資産交換用情報」という。)の提供を受けた者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2～4 (略)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務(次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。)を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

イ 預貯金取扱事業者 預貯金契約

ロ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 高額電子移転

可能型前払式支払手段利用契約

ハ 電子決済手段等取引業者 電子決済手段等取引契約

ニ 電子決済等取扱業者等 電子決済等利用契約

ホ 暗号資産交換業者 暗号資産交換契約

二・三 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の九第二項の規定による求めに対し、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

二 準用支給法第九条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出したとき。

三 準用支給法第十七条第一項の届出書に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第十九条の十八の規定により報告又は文書の提出を命ぜられて、虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした文書を提出したとき（特定被害回復給付金申請者又は準用支給法第十七条第一項の規定により届出をした者が違反した場合に限る。）。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第三十四条 二億円以下の罰金刑

2) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

(新設)

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 前条 二億円以下の罰金刑

(新設)

は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(金融商品取引法の準用)

第三十七条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二條第六項各号に掲げる行為に係る第二十五條及び前條第一項第一号に規定する罪の事件について準用する。

(新設)

(金融商品取引法の準用)

第三十六条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十二條第六項各号に掲げる行為に係る第二十五條及び前條第一号に規定する罪の事件について準用する。

改 正 案	現 行
<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）<u>第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪</u>その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</p>	<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）<u>第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪</u>その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</p>

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7)～(9) (略)

ロ (略)

三～五 (略)

3・4 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7)～(9) (略)

ロ (略)

三～五 (略)

3・4 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号

ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがな

ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがな

なくなった日から起算して五年を経過しない者
ハ (略)

(契約の締結の制限)

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のい
ずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく
契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国
又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ
。）を締結してはならない。

一 (略)

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該
当しない者であること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反
し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織
的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一
条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四
十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しく
は第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三
十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（こ
れに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当
該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなく
なった日から起算して五年を経過しない者

ニ・ト (略)

なくなった日から起算して五年を経過しない者
ハ (略)

(契約の締結の制限)

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のい
ずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく
契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国
又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ
。）を締結してはならない。

一 (略)

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該
当しない者であること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反
し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織
的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一
条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四
十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しく
は第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三
十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（こ
れに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当
該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなく
なった日から起算して五年を経過しない者

ニ・ト (略)

(確認の基準)

第百十六条 (略)

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいづれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

一 (略)

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(許可の基準等)

第百四十五条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請について、次の各号に掲げる事由のいづれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない

(確認の基準)

第百十六条 (略)

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいづれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

一 (略)

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(許可の基準等)

第百四十五条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請について、次の各号に掲げる事由のいづれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない

い。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しな

い。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しな

三
(略)

ロ
(略)

(3)
(略)

い者

三
(略)

ロ
(略)

(3)
(略)

い者

改 正 案	現 行
<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）<u>第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十六条第一項の罪</u>その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 申請者の役員のうち<u>に次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</u></p>	<p>（免許の基準等） 第四十一条（略）</p> <p>2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。</p> <p>一 申請者が次のイからへまでに掲げる者のいずれかに該当すること。</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）<u>第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条</u>の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二 申請者の役員のうち<u>に次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。</u></p>

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わる、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7)～(9) (略)

ロ (略)

三～五 (略)

3・4 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれ

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1)～(5) (略)

(6) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わる、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(7)～(9) (略)

ロ (略)

三～五 (略)

3・4 (略)

(認可の基準)

第六十条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれ

かに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金

かに該当するとき若しくは前項第二号に規定する法人等が第二号ハに掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ (略)

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ (略)

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（

の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ（略）

（契約の締結の制限）

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のいずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ。）を締結してはならない。

一（略）

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

イ・ロ（略）

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過

これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ（略）

（契約の締結の制限）

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に関し、次の各号のいずれにも該当する契約以外の契約（カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ。）を締結してはならない。

一（略）

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

イ・ロ（略）

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

しない者

二 略 (略)

(確認の基準)

第百十六条 (略)

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいづれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

一 (略)

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(許可の基準等)

第百四十五条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請につい

二 略 (略)

(確認の基準)

第百十六条 (略)

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいづれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

一 (略)

二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 (略)

(許可の基準等)

第百四十五条 (略)

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請につい

て、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十六条第一項の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十条から第三十四条まで若しくは第三十六条第一項の罪そ

て、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十五条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) (略)

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十条から第三十五条までの罪その他政令で定める罪を犯し

の他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(3) (略)

ロ (略)

三 (略)

、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

(3) (略)

ロ (略)

三 (略)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 預貯金や暗号資産の口座等を不正に利用した金融犯罪への対策が急務であることから、犯罪の防止や捜査、被害者の救済を可能とするため、金融機関や暗号資産交換業者を始めとした特定事業者との連携を強化し、口座等の不正利用に係る情報の共有に一層努めるとともに、必要な場合には監督指針の見直し等を検討すること。

二 預貯金通帳の不正な譲渡等や「送金バイト」を始めとしたいわゆる「闇バイト」に係る行為が違法であることを、関係省庁間で緊密に連携して、特に若年層への教育も含め、国民に効果的かつ十分に周知すること。

三 「送金バイト」について新たに創設された罰則規定の適用に当たっては、正当な社会経済活動や商取引等で行われる送金代行行為を抑制することがないよう、許容される事例を可能な限り明示すること。

四 いわゆる「架空名義口座」を利用した新たな措置を実施するに当たっては、従事する警察官の安全を確保するとともに、必要な実施要領を整備することにより組織的な対応を担保し、恣意的な運用にならないようにすること。また、同措置に協力する金融機関等の業務への負担に十分配慮すること。

五 「架空名義口座」に移転された財産の返還が適切に行われるよう、同口座へ財産を移転した者に関する調査を適切に実施した上で行うこと。また、特定被害回復給付金の支給については、給付金が本法に規定する対象被害者に適切に支給されるよう、支給に係る明確な情報を提供した上で実施すること。

六 金融犯罪や匿名・流動型犯罪グループによる犯罪について、技術の進展等による犯罪手口の巧妙化によって対処が困難な事案の発生が見込まれることから、更なる犯罪防止手法に関し法制度面も含めた検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 近年、SNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺等が急増している中、特に預貯金や暗号資産の口座等を不正に利用した金融犯罪への対策が急務であることから、金融機関や暗号資産交換業者を始めとした特定事業者との連携を強化し、口座等の不正利用に係る情報の共有に一層努めること。

二 預貯金口座等の不正利用対策を一層強化するため、預貯金通帳の不正な譲渡等及びいわゆる「送金バイト」に係る行為が違法であることを関係省庁間で緊密に連携して効果的に国民に十分に周知すること。

三 「送金バイト」について新たに創設された罰則規定の適用に当たっては、正当な社会経済活動や商取引等で行われる送金代行行為を抑制することがないよう、許容される事例を可能な限り明示すること。

四 いわゆる「架空名義口座」を利用した新たな措置を実施するに当たっては、従事する警察官の安全を確保するとともに、必要な実施要領を整備することにより組織的な対応を担保し、恣意的な運用にならないようにすること。また、同措置に協力する金融機関等の業務への負担に十分配慮すること。

五 「架空名義口座」に移転された財産の返還が適切に行われるよう、同口座へ財産を移転した者に関する調査を適切に実施した上で行うこと。また、特定被害回復給付金の支給については、給付金が本法に規定する対象被害者に適切に支給されるよう、支給に係る明確な情報を提供した上で実施すること。

令和八年四月十六日
参議院内閣委員会

六 来日外国人の預貯金口座がマネー・ローンダリング等に悪用される事例が多数見られることから、口座管理の強化が推進されるよう金融機関を指導すること。また、海外を拠点とした犯罪の増加等を踏まえ、海外の捜査機関との連携を一層強化するほか、技術の進展等による犯罪手口の巧妙化によって対処が困難な事案の発生が見込まれることから、不断に情報を収集した上、必要に応じて法制度面も含め検討を行い、万全の対策を期すこと。

右決議する。